

故郷・飛鳥の形成

上野 誠

はじめに

今日、人気のある女性名であり、日本を代表する豪華客船の船号である「あすか」 = 「明日香」 = 「飛鳥」。万葉歌を詳細に観察すると、飛鳥と密接な関わりを持っています。本稿では、万葉歌自身の分析から、故郷と飛鳥の関係について考えてみたいと思います。

万葉貴族は、それぞれにそれぞれの本貫地・出生地をもっており、万葉歌には個々が追憶する「フルサト」というべきものがあります〔上野 1996年〕。ところが、『万葉集』中には次のような用例もあります。「フルサト」「フリニシサト」と単独で登場し、何のことわりもなく「飛鳥」を指す例です（巻7の1125題詞など）。誤解を恐れずにいえば、万葉歌の「飛鳥」は「共有」される「フルサト」ということができるでしょう。本稿では、端的に「フルサト」といえば飛鳥という、共有・共同の故郷・飛鳥思慕の文芸の形成について考えてみたいと思います。

拙稿「万葉カムナビ考—古代宮都とカムナビ信仰の起伏—」〔上野 1995年〕においては、歌句中の「フルサト」「フリニシサト」について観察を行ないましたが、本稿ではその不備を補い、かつ立論の基底を明らかにするためにも、まずは題詞・左注の「古郷」「故郷」について検証をしておきたいと思います。

- ① 和銅三年庚戌春二月從藤原宮遷于寧樂宮時御輿停長屋原廻望古郷作歌 (巻1の78題詞)
- ② 長屋王故郷歌一首 (巻3の268題詞)
- ③ 還入故郷家即作歌三首 (巻3の451題詞)
- ④ 員外思故郷歌両首 (巻5の847題詞)
- ⑤ 三年辛未大納言大伴卿在寧樂家思故郷歌二首 (巻6の969題詞)
- ⑥ 悲寧樂故郷作歌一首 [并短歌] (巻6の1047題詞)
- ⑦ 思故郷 (巻7の1125題詞)
- ⑧ 故郷豊浦寺之尼私房宴歌三首 (巻8の1557題詞)
- ⑨ 大原真人今城傷惜寧樂故郷歌一首 (巻8の1604題詞)
- ⑩ 右六首歌者天平十六年四月五日独居於平城故郷旧宅大伴宿禰家持作 (巻17の3921左注)

このうち①②⑤⑦⑧は、飛鳥関係の歌に付いた題詞であり、題詞中の「古郷」「故郷」は飛鳥を指します。対して⑥⑨⑩の「故郷」は平城京を指すので一見例外に見えますが、この用例はむしろ当該の原則が厳然と『万葉集』に存在していたことを示す重要な証左となるものです。すなわち、天平15年（743）と16年当時のいわゆる「聖武天皇彷徨」時の作品において、久邇・紫香楽・難波などの新都・副都から旧都となった平城を指す場合に、「寧樂故郷」（⑥⑨）「平城故郷」（⑩）と表現しているのは、単に「故郷」といえば飛鳥を指すことが了解されていたからでしょう。つまり、単に「故郷」といえば飛鳥を指したからこそ、飛鳥以外の地を指す場合には、誤解の無いように地名をいたののです。これは「万葉カムナビ考—古代宮都とカムナビ信仰の起伏—」〔上野 1995年〕で検証した歌句中の「フルサト」「フリニシサト」の使用法とも合致しています。

以上述べてきた原則は、何によって支えられているのでしょうか。歴史的事実に沿ってこの「問い合わせ」に端的に答えると、飛鳥は平城京生活者にとっての旧都であったからということになるでしょう。さすれば、本稿ではこの「問い合わせ」の「答え」を歌の内部に求め、故郷・飛鳥思慕の文芸の形成の問題としてとらえ直してみたいと思います。

一、讃歌をもつ旧都・飛鳥

その故郷・飛鳥の景は、カムナビと飛鳥川によって代表されるという傾向があることについては、以前述べたことがありました〔上野 1995年〕。たとえば、赤人の「神岳に登りて作る歌」（巻3の324・325）は、「旧き都」のカムナビと飛鳥川の清らかな景を歌った作品ですが、赤人はこの作品で「ありつつも やまず通はむ」と、最高の讃め言葉で飛鳥への強い執着を表現しています。こういった飛鳥の造形は、近江・藤原・平城・久遠の宮都が「旧都」になった時とは、まったく異なるものといえるでしょう。『万葉集』には、飛鳥旧都の景を「うらさび」た場所、「荒らび」た場所として造形した歌は、存在しないのです。田辺福麻呂が「寧楽の故りにし郷を悲びて作る歌」で、

なつきにし 奈良の都の 荒れゆけば 出で立つごとに 嘆きし増さる

（第二反歌 卷6の1049）

と平城京を表現するのとは対照的です。しかも、久遠は新京としていまだ機能せず、多くの施設・機構が平城京に残っているにもかかわらずです。もちろん、旧都への切ない思いは、「神岳に登りて作る歌」においても、長歌末尾の「音のみし泣かゆ いにしへ思へば」という句に集約されています。讃歌と荒都歌は表と裏の関係にあり、＜讃美＞も＜嘆き＞も対象となる場所に対する強い執着の表出だといつてしまえばそれまでですが、旧都・飛鳥の景は「うらさびた」「荒らびた」ものとは造形されてはいないのです。むしろ、当該歌の飛鳥への強い執着は反歌において、土地への「恋」（325）として収斂しているのです。

換言すれば、当該赤人歌が主題としているのは過去の都の美しさではなく、都があった過去から現在に至るまでの変わることのない美しさなのです。「三諸の 神名備山に 五百枝さし 繁に生ひたる つがの木の いや継ぎ継ぎに 玉かづら 絶ゆることなく ありつつも やまず通はむ」という序は、飛鳥に注がれる凝視の視線を表現するものであって、これは距離的には離れていても、旧都・飛鳥に思いを寄せる平城京生活者の心情を代弁しているものとみて差し支えないでしょう。こうした熱い飛鳥への視線を読み取ることのできる作品が、巻13にも伝わっています。

葦原の 瑞穂の国に 手向すと 天降りましけむ 五百万 千万神の 神代より 言ひ継ぎ来たる 神奈備の 三諸の山は 春されば 春霞立ち 秋行けば 紅にほふ 神奈備の 三諸の神の 帯にせる 明日香の川の 水脈速み 生しため難き 石枕 苔生すまでに 新夜の さきく通はむ 事計り 夢に見えこそ 剣大刀 斎ひ祭れる 神にしまさば

〔反歌二首・左注省略〕

（巻13の3227）

この歌では、神々が葦原の瑞穂の国へ天降った「神代」から、手向けの山として語り継がれたのが「神奈備の 三諸の山」なのだと歌いだしています。続いて、故郷・飛鳥の景たるカムナビと、飛鳥

川が讚えられているのです。つまり、この物々しい序は、讚えられるべき飛鳥の景とその「由縁」を、神代からの「言ひ継ぎ」によって保証している、と断じてよいでしょう。だからこそ、永劫に「通はむ 事計（算段）」を、飛鳥のカムナビの神から、夢告として授けられたい、と願っているのです。新潮『集成』は当該歌の「新夜の さきく通はむ」を「妻訪い」と解釈し、「新婚者の末長き多幸を祈念する賀歌」と説きますが、肯首すべき意見であると思われます。とすれば「新夜の さきく通はむ」以下が、なぜ序の飛鳥の景と結びつくのでしょうか。その理由は、飛鳥が永劫に通うことを誓わせるような場所であるという「前提」があるからであり、それを保証するのが、「神代」よりの「言ひ継ぎ」なのです。

二、天武天皇降臨の聖地

前掲の赤人歌や3227番歌は、「飛鳥」讃歌とも読解可能な作品であり、「吉野」讃歌に対置すべき作品として位置付けるべきでしょう。とすれば、度重なる吉野行幸の目的と、吉野讃歌との関係を諸家が重ねて論じてきたのと同じように、壬申の乱を始発点とする天武皇統の聖蹟として、「飛鳥」を位置付けることもできるのではないかでしょうか。

まずは、歴史的事実の把握からはじめましょう。飛鳥に宮室を営んだ最初の天皇（大王）は推古であり、592年の豊浦宮を嚆矢とします。ただ、豊浦宮は仮宮であり、飛鳥に営まれた最初の正宮は603年に営まれた同じく推古の小墾田宮です。⁽⁵⁾また、後には天武・持統の正宮となり、天武の不予にあたって飛鳥淨御原宮という嘉号を送られた岡本宮の創業者は舒明です〔今泉 1985年〕。近時の飛鳥の宮室研究によれば、舒明の岡本宮（630～636）、皇極・齊明の板蓋宮（中断を挟んで643～655）、齊明・天智の後岡本宮（656～667）は、同じ場所に連続して存在した宮室であるとの結論が出されています〔小澤 1995年〕。つまり、七世紀中葉以降は岡本宮を中心として天皇（大王）の正宮は飛鳥に固定化し、それらの諸宮を中心に京域が設定されていたことを、まずは念頭に置く必要があるのであります。とすれば、飛鳥に宮室を営んだ創業者として顕彰の対象となるべき天皇は、推古と舒明ということになるでしょう。

ところが、人麻呂は、天武を飛鳥の宮室の創業者のごとくに歌います。たとえば、高市皇子挽歌においては、

かけまくも ゆゆしきかも 〈一に云ふ、「ゆゆしけども」〉 言はまくも あやに恐き 明日
香の 真神の原に ひさかたの 天つ御門を 恐くも 定めたまひて 神さぶと 岩隠ります

.....

（巻2の199）

と表現されています。「天つ御門」は、『代匠記』が解く松隈大内陵ではなく、『童蒙抄』がいうように飛鳥淨御原宮（岡本宮）であるとすれば、以下の点が問題となるでしょう。⁽⁷⁾歌が史実を記述するものでないことを承知の上であえていえば、天武の飛鳥凱旋の時点の真神の原には、岡本宮がすでに天皇（大王）の正宮として存在していたのです。飛鳥の「真神の原」にはじめて正宮をおいたのも天武ではないし、天武以前の歴代の天皇（大王）も岡本宮を居所としていました。さらには、新益京・藤原京のプランは天武末年にはできていたのですから、渡瀬〔1980年〕が説くように、「藤井が原」（巻1の52）に宮を定めてと天武を顕彰することもできたはずです。さすれば、なぜ天武と飛鳥はか

くも不離一体に結びつくのでしょうか。天武と飛鳥との結びつきをむしろ強く語るのは、森〔1989年〕が「天降る天武」「天降る大王」の〈神話〉として注意した日並皇子挽歌です。

天地の 初の時の ひさかたの 天の河原に 八百万 千万神の 神集ひ 集ひいまして 神は
かり はかりし時に 天照らす 日女の尊 〔一に云ふ、「さしあがる 日女の尊」〕 天をば
知らしめすと 葦原の 瑞穂の国を 天地の 寄り合ひの極み 知らしめす 神の尊と 天雲の
八重かき分きて 〔一に云ふ、「天雲の 八重雲分けて」〕 神下し いませまつりし 高照ら
す 日の皇子は 飛ぶ鳥の 净御原の宮に 神ながら 太敷きまして 天皇の 敷きます國と
天の原 石門を開き 神上り 上りいましぬ 〔一に云ふ、「神登り いましにしかば」〕 ……

(卷2の167)

遠山〔1983年〕の詳細な検討に従えば、「葦原の瑞穂の国」は神代における地上界であり、この歌の語る〈神話〉は神代の神として降臨した天武の〈神話〉といえるでしょう。ところが、地上に天降る神が天武であると判明するのは「飛ぶ鳥の淨御原の宮に」の句によってであり、この句がなければ特定の天皇（大王）の〈神話〉としては機能しません。⁽⁸⁾つまり、「飛ぶ鳥の淨御原の宮」は天武天降りの宮なのであり、この表現によって飛鳥は天武皇統の聖地として〈神話〉的に位置付けられた、といえるでしょう。ここで注意すべきは、「飛ぶ鳥の淨御原の宮」と称される「飛鳥淨御原宮」の宮号そのものが、天武の不予にあたり草薙の剣の祟りを淨めるために、朱鳥元年（686）の改元とともに岡本宮に命名された嘉号であるという事実です。神野志〔1992年〕が、以上の〈神話〉を天武新皇統の王権の根源を説明するために作られた〈神話〉であると断じたことは、史実との対照を通じても、⁽⁹⁾肯首できる結論です。

壬申の乱平定と飛鳥凱旋の史実と、人麻呂の天武に対する〈神話〉との関係については縷々述べてきましたが、こういった《天武の都としての飛鳥》という観念は長く伝えられたようです。有名な「壬申の年の乱の平定しめる以後の歌」が、天武の凱旋以前の飛鳥を「赤駒の腹這ふ田居」「水鳥の集く水沼」（卷19の4260・4261）と表現するのは、天武を始発点とした飛鳥のイメージである、と見ることができるでしょう。かくのごとき認識は、日並皇子挽歌の天武の天降りの〈神話〉のイメージと重なるものです。つまり、混沌に秩序を与えた神のごとくに、当該歌では天武が語られているのです。⁽¹⁰⁾家持が当該歌を知ったのは天平勝宝4年（752）であり、平城遷都からも実に四十有余年の歳月が流れているのでした。当該歌は、こういった王権の根源となる場所として、飛鳥が後代にまで認識されていた証左ともいえるでしょう。

三、平城遷都以降の飛鳥

天武皇統の根源の地としての飛鳥に対する意識は、どのように受け継がれていたのでしょうか。天武と持統の一粒胤であり、即位が期待された日並皇子は夭折。持統を中心とするポスト天武の構想は最初から頓挫してしまいます。ところが、日並皇子は即位をしませんでしたが—母たる持統、妻たる元明、子たる文武・元正、孫たる聖武、曾孫たる孝謙・称徳が次々に即位をした事情もあり—天武皇統の中継ぎとなる人物として逆に宮廷内で顕彰されなければならない存在となります。文武天皇の慶雲4年4月13日条には「日並知皇子命の薨せし日を以て、始めて国忌に入る」（『続紀』）とあって、天智と天武に統いて薨日が国忌の指定を受けているのです。つまり、すでに日並皇子は文武朝におい

て、早くも天皇と同格の扱いを受けていたといえるでしょう。さらには、日並皇子に対して、淳仁朝の天平宝字2年の8月9日には、亡くなつた前帝・聖武とともに、尊号が送られています。⁽¹²⁾

勅したまわく、「日並知皇子命は、天下に天皇と称さず。尊号を追崇するは古今の恒典なり。今より以後、岡宮に御宇しし天皇と称へ奉るべし」とのたまふ。
（『続紀』）

さて、この「岡宮御宇天皇」なる尊号は、いったい何に由来するのでしょうか。日並皇子の生前居所を考え合わせれば、それが島宮であることは、まず動かないところでしょう。島宮の推定地は岡寺と同じ丘陵であることを勘案すれば、島宮を岡宮と称したとしても、不思議なことではありません。和田〔1975年〕が詳細に検討したように、この岡寺のある丘陵こそ「飛鳥岡」であるとするならば、「岡宮御宇天皇」なる追号は「飛鳥岡」にちなんだものである、と断ることができます。渡瀬〔1976年〕が注意したように、島宮が聖武朝にいたるまで大切に維持されたことと、前述した岡宮天皇の追号の由来を合わせて考えると、後の皇位継承者たちにとっての飛鳥の重さを垣間見ることができるのです。

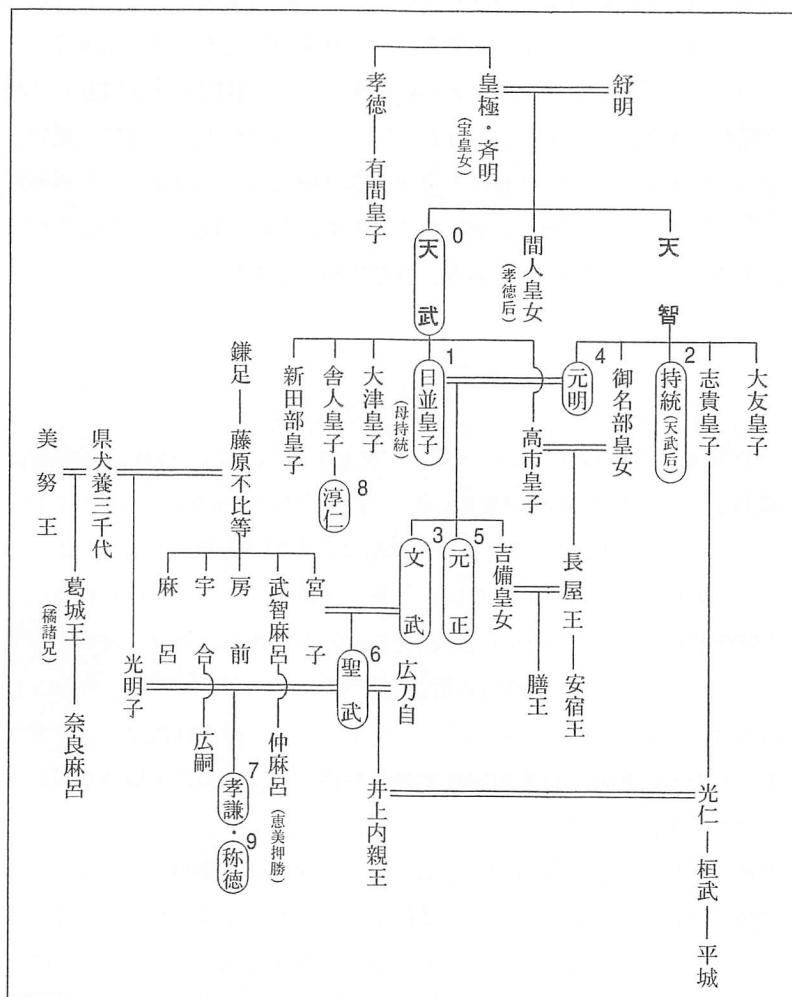


図 天武・日並皇統と即位

奈良朝の吉野行幸途次の飛鳥の宿泊については、卷13の3230・3231によってわずかに確認できるのみですが、『続記』は称徳天皇天平神護元年（765）冬10月14日の紀伊行幸途次の飛鳥巡幸の様子を伝えてくれています。13日に小墾田宮に宿泊した称徳は、翌14日に飛鳥を巡見しています。

壬申（14日）、車駕、大原・長岡を巡り歴、明日香川に臨み還りたまふ。

この日、一行は小墾田宮で二泊目の飛鳥の夜を過ごしているのです。

癸酉（15日）、檀山陵を過ぐるときに、陪從の百官に詔して、悉く下馬せしめて、儀衛にその旗幟を巻かしめたまふ。この日に宇智郡に到りたまふ。
（『続紀』）

称徳は飛鳥にわざわざ二泊もし、大原・長岡・飛鳥川を巡覧して、日並皇子の檀山陵（真弓岡陵）に詣でているのです。称徳にとっては曾祖父たる日並皇子を偲び、顯彰する旅となっている点に注意したいと思います。ところで、飛鳥での巡覧地で、一つだけ場所を比定できない地名があります。それは、「長岡」という地名です。筆者はこの長岡こそ、岡宮天皇の由来となった「飛鳥岡」であると考えています。後代の資料にはなってしまいますが、『积日本紀』『本朝皇胤紹運録』『帝王編年記』などは、日並皇子の追号を「長岡天皇」と伝えています。この「長岡」と「岡宮」「飛鳥岡」の関係については一考を要しますが、現在飛鳥坐神社が鎮座している鳥形山から岡寺・島宮へと続く丘陵は、まさに長い岡になっています。称徳の車駕は大原から飛鳥岡に入り、南進したと思われるのです。とすれば、飛鳥岡はその地形から、長岡と称されることもあったのではないかでしょうか。飛鳥岡を南進すれば、真神の原を望みながら島宮に行き着き、飛鳥川の上流部に突き当たるのです。

おわりに

筆者は冒頭に『万葉集』にみられる二つの現象に留意しました。一つは、万葉歌においての「古郷」「故郷」は飛鳥を指すという原則があること。もう一つは、故郷たる飛鳥は讃歌を持つ旧都であること、の二つです。本稿で取り上げた赤人「神岳に登りて作る歌」（卷3の324・325）、卷13の3227～3229などは、《旧都歌》《荒都歌》というより、《讃歌》としての質を持つ歌であると定位すべきでしょう。吉野讃歌において吉野の山河を讃えることが宮讃めとなり、宮のあるじたる天皇を讃えることになるように、カムナビと飛鳥川の景を讃えることが飛鳥の宮とそのあるじを讃えるという構造が、これらの歌にもあると思われるのです。だからこそ、赤人は飛鳥へ「やまず 通はむ」と誓っているのです。しかも、島宮・小墾田宮などの飛鳥諸宮は、実際に平城遷都以後も、飛鳥に維持され続けているのです〔亀田 1988年〕。

以上のような飛鳥への思いは、旧都追憶の心情というだけでは、説明しきれないものです。人麻呂の「宮廷挽歌」が語る〈神話〉には、飛鳥が天武創業の聖地として描かれています。人麻呂は「高照らす 日の皇子は 飛ぶ鳥の 浄御原の宮に 神ながら 太敷きまして……」（167）と天武の降臨を讃え、壬申の乱平定と飛鳥凱旋という史実を〈神話〉として語っています。つまり、この〈神話〉は飛鳥を新皇統発祥の聖地として定位する〈神話〉として、後には機能することになったと思われるのです。この点を踏まえて、再び話を「古郷」「故郷」に戻し、最後に飛鳥・故郷の原点となる歌に言及したいと思います。

和銅三年庚戌の春二月、藤原宮より寧樂宮に遷る時に、御輿を長屋の原に停め古郷を廻望みて作らす歌〔一書に云はく、太上天皇の御製〕

飛ぶ鳥の 明日香の里を 置きて去なば 君があたりは 見えずかもあらむ 〈一に云ふ、「君があたりを 見ずてかもあらむ」〉 (卷1の78)

飛鳥から藤原に都を遷す時だけでなく、藤原から奈良に都を遷す際にも「明日香の里を置きて去なば」と歌われていることに、ここでは注意を払いたいと思います。飛鳥は天武・日並皇統創業の「古郷」「故郷」として、藤原遷都以降、奈良朝後半まで認識されていたと思われるのです。そういった認識を、『万葉集』の「古郷」「故郷」の用法は、反映しているのでしょうか。日並皇子への「岡宮御宇天皇」号の追尊や、『続記』が伝える称徳の飛鳥巡幸は、このような飛鳥に対する後代の認識の一斑を、垣間見せていると思われるのです。

表 草壁(日並)皇子関係年表——薨去後の追尊記事を中心とする——									
			西暦	天皇	年号	記		備	考
七五八	淳仁	天平宝字二	冬ごろか	日雙斯	皇子命の馬並めて御狩り立たしし時は來向かふ	皇太子草壁皇子尊薨りましぬ。	(四月十三日)	紀	薨去記事
七六一	淳仁	天平宝字六	慶雲四	日並知皇子尊の薨せし日を以て、始めて國忌に入る。(四月十三日)	〔万葉集〕卷一の四九			續	天智と天武に引き続き日並の忌日を
七六五	称徳	天平神護元	元明	天下の業を、日並所知皇子の嫡子、今御宇しつる天皇に授け賜ひて、並び坐して此の天下を治め賜ひ諧へ賜ひき。	(七月十七日)	ふ。		國忌に指定したのは、元明の即位を念頭におき、日並を天皇に準じた扱いにしたものとみることができる。	
七五五	孝謙	天平勝宝七	天智	使を山科・大内東西・安古・真弓・奈保山東西等の山陵と太政大臣の墓とに遣はして、幣を奉りて祈り請はしむ。(十月二十一日)		皇太子草壁皇子尊薨りましぬ。	(七月十四日)	三寺は未詳。皇太子追善の布施。	
七六二	淳仁	天平寶字一	天武	また、勅したまほく、「日並知皇子尊は、天下に天皇と称さず。尊号を追崇するは古今の恒典なり。今より以後、岡宮に御宇しし天皇と称え奉るべし」とたまふ。	(八月九日)	日並知皇子尊の薨せし日を以て、始めて國忌に入る。(四月十三日)		萬葉 安騎野遊獵歌。統治の意を含んだ呼称が使われる。	
七六六	天平神護元	郡の小治田宮に到りたまふ。辛末、紀伊国に行幸したまふ。壬申、車駕、大原・長岡を巡り歴、明日香川に臨みて還りたまふ。	天武	天皇の御命以て卿等諸に語らへと宣りたまほく、朕が御祖太后天皇の御命以て卿等諸に語らへと宣りたまひて、此の政行ひ給ひき。』	(六月三日)	天智と天武に引き続き日並の忌日を		續紀 天智と天武に引き続き日並の忌日を	
七六七	天平神護元	天平寶字六	元明	皇后の御命以て卿等諸に語らへと宣りたまほく、朕が御祖太后天皇の御命以て卿等諸に語らへと宣りたまひて、此の政行ひ給ひき。』	(十月十三日)	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武・持統、元明・元正らの山陵に加えて草壁も奉幣の対象になつてゐる。	
七六八	淳仁	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		續紀 聖武に尊号を追上すると同時に、日並に対し「岡宮御宇天皇」の号を追号する。	
七六九	天平神護元	郡の小治田宮に到りたまふ。辛末、紀伊国に行幸したまふ。壬申、車駕、大原・長岡を巡り歴、明日香川に臨みて還りたまふ。	元明	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武・持統、元明・元正らの山陵に加えて草壁も奉幣の対象になつてゐる。	
七七〇	天平神護元	天平寶字一	元正	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		續紀 第二十七詔。孝謙太上天皇が淳仁天皇を非難し、皇權剥脱を行なう詔。孝謙は	
七七一	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		皇權剥脱を行なう詔。孝謙は	
七七二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七七三	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七七四	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七七五	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七七六	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七七七	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七七八	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七七九	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七八〇	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七八一	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七八二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七八三	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七八四	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七八五	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七八六	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七八七	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七八八	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七八九	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七九〇	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七九一	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七九二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七九三	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七九四	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七九五	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七九六	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七九七	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
七九八	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
七九九	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八〇〇	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八〇一	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八〇二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八〇三	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八〇四	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八〇五	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八〇六	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八〇七	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八〇八	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八〇九	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八一〇	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八一一	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八一二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八一二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八一四	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八一五	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八一六	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八一七	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八一八	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八一九	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八二〇	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八二一	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八二二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八二三	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八二四	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八二五	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八二六	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八二七	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八二八	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八二九	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八三〇	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八三一	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八三二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八三三	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八三四	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八三五	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八三六	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八三七	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八三八	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八三九	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八四〇	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八四一	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八四二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八四三	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八四四	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八四五	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八四六	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八四七	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八四八	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八四九	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八五〇	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八五一	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八五二	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八五三	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八五四	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八五五	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八五六	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位したとい	
八五七	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		う。	
八五八	天平神護元	天平寶字一	天武	天智と天武に引き続き日並の忌日を		天智と天武に引き続き日並の忌日を		日並の皇統を守らんがため即位した	

78番歌が示すように、故郷・飛鳥思慕の文芸の形成の端緒は、当然のことながら飛鳥を望むことの難しい平城への遷都にあります。そして、故郷「明日香の里」を「置」いて平城京にやってきた人びとは、天武の〈神話〉を共有する人びとでもあったのです。つまり、飛鳥を望むことのできなくなる平城遷都途上作の当該歌こそ、故郷・飛鳥思慕の文芸の始発であるといえるでしょう。⁽¹³⁾ 故郷・飛鳥思慕の文芸形成の背景には、奈良朝後半にまで受け継がれた《天武皇統の始発の聖地としての飛鳥》という、かくのごとき認識があったことを指摘して、擲筆の言としたいと思います。

《註》

- (1) 筑紫などの遠いところから「故郷」を想起する場合には、飛鳥よりも広い範囲を指すこともあります（③④）。
- (2)もちろん、遷都による不可逆的な過去の時間への思いや、空虚さを歌った作品はあります（卷1の51、卷8の1636、卷19の4258）。けれども、その景を「うらさび」たものや、「荒らび」たものとしては表現していません。
- (3) 清水〔1986年〕が、「赤人の歌に述べられた風光は、彼がいま目の前に見ている風光ではない。それは、『春の日は』『秋の夜は』『朝雲に』『夕霧に』と、この歌にさまざまな時が歌われていることによって明らかである。＜中略＞赤人の目的は、ただたんに風光の美しさを述べることのみにあったのではなくて、飛鳥の風光が＜中略＞いつも、どこも美しいということを述べる点にあったものと考えねばならない」と述べています。
- (4) ここで注目されるのは、近江荒都歌の序との類似性です。人麻呂は近江の荒都を歌うにおいて神武創業の《権原》から歌いだし、「大和をおきて」と表現して長歌の起点としていますが、赤人もこれにならって長歌の起点を歴代の宮都のあった《飛鳥》に置いたと思われます。
- (5) 清水〔1980年〕は赤人「神岳に登りて作る歌」と、笠金村の吉野讃歌（卷6の907・908）との類似性に注目しています。さらにいえば、他の旧都と同じく近江荒都歌を嚆矢とする荒都・旧都歌の作品系列のなかに、当該歌を位置付けるだけでは、大切な観点を見落としてしまう可能性があるように思われるのです。
- (6) この宮は、実に称徳朝に至る160年間にわたって維持され、平城遷都以降は離宮としての命脈を保つことになります。
- (7) 渡瀬〔1980年〕は、「天武天皇生前居所としての淨御原に触れるとともに、そこに営まれた殯宮のことをいう」としています。
- (8) 「天皇の崩りましし後八年九月九日、奉為の御斎会の夜、夢のうちに習ひ給へる御歌」にも「明日香の 清御原の宮に 天の下 知らしめしし やすみしし わが大王 高照らす 日の皇子……」（卷2の163）とあります。
- (9) 神野志〔1992年および1995年〕は、これを「天武神話」と呼び、後代の『記』ないし『紀』の神話の文脈をも込んで人麻呂歌の神話を解釈することに対して厳しい批判をしています。肯首すべき態度ではありますが、筆者はニニギノミコトの降臨の神話の前提に、人麻呂がこういった表現をとった、といいたい衝動を拭いきれないでいます。
- (10)もちろん、神野志〔1992年〕が注意したように、人麻呂の神話とのレベルの違いもあります。筆者なりにいえば、人麻呂歌の天武は「神」ですが、当該歌の天武は「神のごとき存在」でしょう。
- (11) 平城宮遷都以降の飛鳥が吉野行幸の途次の宿泊地として利用されており、飛鳥に泊ってカムナビに手向けをすることが、壬申の乱を追体験する意味合いを持っていたことについては、かつて述べたことがあります〔上野 1993年〕。
- (12) 孝謙即位の事情を伝える『続記』宣命第二十七詔には、「朕が御祖太皇后の御命以ちて朕に告りたまひしに、岡宮に御宇しし天皇の日繼は、かくて絶えなむとす。女子の繼にはあれども嗣がしめむと宣りたまひて、此の政行ひ給ひき。……」とあり、岡宮御宇天皇の日繼が淳仁朝においても重んじられていたことがわかります。
- (13) 鉄野〔1996年〕は、歌い手が「自己の領域の外にある国見的望郷歌」として、78番歌を位置付けています。

《参考文献》

- 今泉 隆雄 1985年 「『飛鳥淨御原宮』の宮号について」 『日本歴史』第444号所収、吉川弘文館
- 上野 誠 1993年 「王権の論理」 並木他編『万葉集の民俗学』所収、桜楓社
- 1995年 「万葉カムナビ考－古代宮都とカムナビ信仰の起伏－」 『山岳修験』第15号所収、日本山岳修験学会
- 1996年 「万葉語『フルサト』の位相－大伴家関係歌を手かがりとして－」 『奈良大学総合研究所所報』第4号所収、奈良大学
- 小澤 毅 1996年 「小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮—七世紀における飛鳥地域における宮都空間の形成—」 奈良国立文化財研究所編『文化財論叢Ⅱ』所収、同朋出版
- 亀田 博 1988年 「飛鳥の苑池」 『樞原考古学研究所論集』第9集所収、吉川弘文館
- 菊地 義裕 1994年 「枕詞『飛ぶ鳥の』の成立」 『東洋大学短期大学紀要』第26号所収、東洋大学短期大学
- 神野志隆光 1992年 『柿本人麻呂研究－古代和歌文学の成立－』 執書房
- 1995年 「神話テキストとしての草壁皇子挽歌」 『美夫君志』第50号所収、美夫君志会
- 清水 克彦 1980年 『万葉論集 第二』 桜楓社
- 1986年 「平城京期歌人と飛鳥」 『万葉雜記帳』所収、桜楓社
- 鉄野 昌弘 1996年 「『国見の望郷歌』試論」 『東京女子大学 日本文学』第85号所収、東京女子大学
- 遠山 一郎 1983年 「萬葉集のアメノシタと葦原水穂国」 『万葉』第116号所収、万葉学会
- 森 朝男 1989年 『古代文学と時間』 新典社
- 渡瀬 昌忠 1976年 『柿本人麻呂研究 島の宮の文学』 桜楓社
- 1980年 「万葉殯宮考－城上の宮・序説－」 犬養孝博士古稀記念論集刊行会編『万葉・その後』所収、執書房
- 和田 萃 1975年 「飛鳥岡について」 『樞原考古学研究所論集 創立三十五周年記念』所収、吉川弘文館

[付記]本稿は、旧稿「故郷・飛鳥思慕の文芸」（『古代日本の文芸空間－万葉挽歌と葬送儀礼－』雄山閣出版、1997年）を改稿したものです。論旨が重複していますが、御海容たまわりたく存じます。